（個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に際しての申請者への説明事項）

第九条　法第三条第七項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

［一～三　略］

2　法第二十二条第七項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

［一～三　略］

（住所地市町村長及び附票管理市町村長と機構との間の情報の送受信）

第十条　［略］

2　法第三条第五項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに法第三条第六項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の通知を法第三条第八項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長若しくは附票管理市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号並びに個人番号カード用署名用電子証明書を暗号化しなければならない。

3　法第二十二条第五項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに法第二十二条第六項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知を法第二十二条第八項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長若しくは附票管理市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書を暗号化しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に際しての申請者への説明事項）

第九条　法第三条第七項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

［一～三　同上］

2　法第二十二条第七項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

［一～三　同上］

（住所地市町村長及び附票管理市町村長と機構との間の情報の送受信）

第十条　［同上］

2　法第三条第五項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに法第三条第六項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の通知を第三条第八項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長若しくは附票管理市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号並びに個人番号カード用署名用電子証明書を暗号化しなければならない。

3　法第二十二条第五項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに法第二十二条第六項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知を第二十二条第八項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長若しくは附票管理市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書を暗号化しなければならない。

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。